越谷市総合振興計画審議会傍聴要領

令和2年(2020年)6月23日 越谷市総合振興計画審議会 決定

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付手続きを済ませ、会長および部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になりしだい受付を終了します。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (3) 会場において、マスク着用、手指消毒など、新型コロナウイルス感染防止に十分留意すること。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。